1

 石川県立金沢二水高等学校同窓会関東支部規約
第１章 総 則
第１条 本会は石川県立金沢二水高等学校同窓会関東支部（以下、本会と称す）と称する。
第２条 本会の事務局は執行役員会が選んだ執行役員宅、または執行役員勤務先地とする。
第３条 本会は石川県立金沢二水高等学校同窓会（以下、同窓会本部と称する）の目的達成に協力す
ると共に、関東在住同窓会会員（以下、会員と称する。）相互の親睦と融和促進を図ることを目的と
し、これに関連する下記の事業を行う。
１．懇親会等の会員間の親睦を図るための行事開催
２．ホームページ、メーリングリスト、会報、等による会員への情報提供
３．その他、本会目的遂行のための諸事項
第２章 支部会員
第４条 支部会員は原則として関東圏に在住、または勤務する同窓会本部会員で組織する。
第３章 役 員
第５条 本会には下記の役員を置き、任期は２年とし再任を妨げない。
１．支部長 1 名、副支部長 1 名、監事 1 名、常任幹事若干名、幹事（各期に若干名）
 ２．常任幹事は担当任務によって、幹事長、会計、広報委員長等の呼称を使うことができる。
第６条 本会の役員の職務は下記の通りとする。
１．支部長 ：支部長は会務を統理し、本会を代表する。
２．副支部長：副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故がある場合はその職務を代行する。
３．監 事 ：監事は本会の会計報告並びに事業結果を監査する。
４．常任幹事：常任幹事は本会の事業の運営業務（企画、会計、広報、渉外等）を掌るとともに、本
会事務局業務を分担する。
５．幹 事 ：幹事は同期会員間の親睦を図るとともに、本会会務の円滑な運営に協力する。
また、同期を代表して支部役員会に出席し、意見を述べることができる。
第７条 本会役員の選出は下記の方法によるものとする。
１．支部長、副支部長、常任幹事、監事は支部会員の中から支部総会において選任する。
２．幹事は各期会員の互選、または執行役員会の推薦により、支部会員の中から選出し、支部長が
委嘱する。

2

第８条 本会には執行役員会の推挙により相談役を置くことができる。
相談役は支部長が委嘱し、本会の助言をするともに、特命事項を担うことができる。
第４章 会 議
第９条 本会の会議、及び会議事項は下記の通りとする。
１．総 会：本会の総会は年 1 回開催し、事業計画、予算並びに決算の承認、役員の改選、支部規約
に関する決議、その他本会に関する重要事項を審議、決定するものとし、出席会員の過半数の賛
成によって決定する。
２．役員会：必要に応じて支部長が召集し、総会提案事項の事前審議、会務の円滑な運営を図るため
の重要事項を審議する。
３．執行役員会：支部長、副支部長、常任幹事、監事で構成し、支部長が必要な都度召集する。
本会の事業計画と実施、予算の立案と執行など、事業全般に係る事項を審議、決議する。
第５章 会 計
第１０条 本会の経費は、本会総会参加費、寄付金、同窓会本部補助金を以ってこれにあてる。
第１１条 本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
第６章 会員個人情報の管理
第１２条 本会事務局は本会の会員情報を原則として管理しない。但し、本会事業遂行のために必要
に応じて同窓会本部より個人情報の提供を受けた場合、および本会行事によって参加者より得た
個人情報は責任者を定め、漏洩なきよう管理するものとする。
第７章 規約変更
第１３条 本規約は総会の決議を経なければ変更することはできない。

付則：本規約は平成２１年１０月２４日より施行する。